

宗教の型としての「契約遵法主義」とウェスレーの救済論 —河野克也氏へのレスポンス

藤本 満

はじめに

E. P. サンダースによる第二神殿期のユダヤ教理解、またそれを積極的に取り上げたジェームズ・ダン、N.T. ライトの研究成果は、パウロ神学の見直しを大きく求めることになった。

だが、それによってパウロ神学が見直されたとしても、それが 16 世紀宗教改革による「神の義」理解の改定に至るかは、それほど積極的には進められていないように思う。英国の新約聖書学者 N. T. ライトは、健全な批評学的研究が進んできた今、依然として守りの姿勢を貫くか、あるいはそれを抜け出して新しい可能性に胸襟を開くか——ここで聖書に対する姿勢が問われているという。

どちらのほうか、本当のところ『聖書は真実である』と証明しているの
であろうか。今まで真実だと思ってきたことをそのまま信じていけるこ
とに安堵する人々か、あるいは、聖書と真剣に向き合っているがゆえに、
これまで聞いたことがないことに対しても耳を傾け、聞きたくないこと
にも耳を傾ける人々か¹。

もともと、16 世紀の宗教改革にあつて信仰義認をもって「救い」を定義して
きたルター派にとっては、胸襟を開くことは困難であっても、教会史にお

¹ N. T. Wright, *Scripture and the Authority of God*, 95.

ける多様な義の概念・救いの理解に照らしてみると、必ずしもルターによる理解に限定して考えることはできないことは、ルターの義認論に詳しいアリストアー・マクグラスも認めることである²。たとえばパウロ神学を改訂したとしても、ルター派（アウブスブルグ信仰告白）・改革派（ハイデルベルク信仰告白・ウェストミンスター信仰告白）による定義は、そう簡単に改訂できるものではない。だが、マクグラスも指摘しているように、その後のピューリタンやウェスレーによる救いの義認・救いの枠組みの中にあっては、ルターの義認論を超えた理解が展開されてきた。したがって、ウェスレー・メソジスト神学はそもそも 16 世紀の義認論と色彩をことにしている。また、その意味で、16 世紀「パウロの新しい視点」(New Perspective on Paul) は、ウェスレー神学にとっては重要な検討事項であろうと思う。

実際、新しい視点を提唱した E. P. サンダーズは南メソジスト大学で学び、デューク大学で教えたこと、またそれを積極的に評価した英国のダンもメソジストの教職でもあり、さらにライトが英国教会の主教であることを覚えると、メソジストにとっては興味深いパウロ研究の流れであることは否めない。

I. パウロ研究の新しい視点 (NPP)

河野氏の研究は、パウロ研究者以外にはそれほどなじみのない「新しい視点」の展開を、順を追って明快に解説している。ダンの『新約学の新しい視点』(山田耕太訳、すぐ書房、1986 年)、またサンダーズによる『パウロ』(土岐健治・太田修司訳、教文館 1994 年) は手にすることができるが、「パウロの新しい視点」そのものを、研究史として考察している河野氏の論文は私たちにとって大変貴重なものとなった。この分野に決して明るくない私にとっては、果たしてどの理解・どの立場が第二神殿期のユダヤ教として正しいと言えるのか、またそれによってパウロ神学がどのように形を変えるのか、という評価は到底できない。しかし、「新しい視点」の中で特に論じてみたいことに絞って書き留めておきたい。

² Alister McGrath, *Iustitia Dei: A History of Christian Doctrine of Justification*, Cambridge University Press, 1995.

A) 律法主義ではなく、契約遵法主義

律法主義とは、あくまで律法を守ったかどうかで救いが決まる。それに対して、第二神殿期のユダヤ教に共通的に見られる「契約遵法主義」によれば、救いは神の憐れみによる（イスラエルの）選びにある。神の民は、律法は守ることができるものの、守れない場合は贖いが備えられ、そのすべてに契約に対する神の真実が強調されている。選び（恵み）によって契約共同体の中に「入り」、契約のうちに「とどまる」ために律法（行い）と贖いが用意されている。

B) 「宗教の型」

ユダヤ教の契約遵法主義とパウロの福音理解とでは、内容的な違いは大いにある。だが、「宗教の型」においては類似している。この類似性を最も強調している NPP 理解者として、河野氏はモルナ・D・フッカーを挙げている。フッカーによれば、宗教の型として第二神殿期ユダヤ教とパウロの救済論とを比較すれば、双方に「神の主導→人の応答→神の意志への順応→最後の審判」という流れが見られるという。パウロ書簡の随所にある「命令法」は、適切な応答を規定した要求として、契約遵法主義における律法と同じ役割を果たしている、という。

C) 契約遵法主義とパウロ：連続性と非連続性

① 連続性：パレスチナユダヤ教やパウロにとって、「義」は法廷概念ではなく、契約概念。したがって、「行い」を閉め出すものではないはずである。ヤコブの手紙の「行いによる義認」も同じで、法的に罪赦されるだけでなく、神との契約の中を生きる（聖化を含めた義）が、神の民には求められている。キリスト者の義は、*iustitia aliena*（自分の外に、つまりキリストの御業のみに見いだされる外なる義）ではない。キリスト者の義は契約の中に招かれ、その中を生きる時に与えられる義である。

② 非連続性：キリストとの新しい契約。キリストを信じる信仰によって救われ、キリストにあって新しい契約が福音である。契約の成就ばかりか、時

の成就、終末の到来。旧約聖書が預言していたメシアが人類の贖いを成し遂げ、復活した以上、従来への神の民であるイスラエルの生き方、ユダヤ教の生活様式は、もはや絶対ではない。また河野氏はサンダーズの「参与論的終末論」を積極的に評価することによって、律法を超えたところに存在しているキリストの義へ参与するという考え方から、キリスト者の義を説明しようとする。人間の罪の問題は、単に律法への造反ではない。それは罪と死の普遍的支配であり、律法を含む敵対的な靈的勢力による滅びへの隷属である。「この真の窮状に対して、（ユダヤ教の教える）個々の違反の悔い改めと贖いは真の解決を提供することはない。」キリスト教の救いの関心は、キリストの十字架と復活に参与することによって、罪の支配する領域から私たちが解放されて、聖霊の支配する生の領域への移行がなされることにある、という。

II. ウェスレーの救済論

以下に、「パウロの新しい視点」が提供する契約遵法主義（第二神殿期ユダヤ教とパウロ救済論に共通する「宗教の型」）が、ウェスレーの救済論が提示する「宗教の型」と近似のものであることを示してみたい。

ウェスレーは、キリスト者に与えられる救いを義認と聖化を説明する。義認は法的なもの（what Christ does for us）、聖化は実質的なもの（What Christ does Christ in us）である。しかし、義認と聖化の区別で救いの全体を説明しようとするとき、ウェスレーは契約遵法的になる。それは彼にとって、信仰者の行いが「義認論においては、そのダイナミックな関係において」（信仰義認がどのように良い行いを生み出すか）、聖化論においては「その内実を決定する」（聖化はたんなる内的資質ではなく、愛の律法の実践）からである。

「クリスチャンの喜びは、従うことの喜び——神を愛し、その戒めを守ることの喜びである。しかも、それで**行為による契約**の条件を果たそうと思って守るのではない。行為や我々の義によって神の赦しを**獲得**して、神に受け入れてもらおうと思っているのではない。我々はキリスト・イエスにある神のあわれみによってすでに赦され、受け入れられて

いる。また、服従することによって生命を、罪の死からの生命を**獲得**しようというのではない。これもまた、神の恵みによってすでに我々のものである。「罪過によって死んでいた私たち」を「神は生かしてくださいました」(エペソ 2:5)のである。我々は今や、「神に対してはキリスト・イエスにあって生きた者」(ローマ 6:11)である。我々は、**恵みの契約**に従って歩むことに喜び、聖なる愛と幸福な服従とを喜んでいる。「キリストの恵みによって義とされ」(テトス 3:7)、「神の恵みを無駄には受けなかった」こと、そして神は無代価に我々をご自身と和解させてください(我々の意志や努力の故でなく、小羊の血の故に)、神が与えてくださった力によって、戒めの道を走っているのだということ、知って喜んでいる」(説教 12「私たち自身の霊の証し」, § 20)。

さて、実際にウェスレーの救済論がどのように「契約遵法主義」的な宗教の型に当てはまっていくのか、いくつかの要素を挙げてみようと思う。

第一に、ウェスレーの律法概念である。あれほどルター的な信仰義認の体験にモラビア派によって導かれたウェスレーであるが、彼はルターによるガラテヤ書の講解を読み、ルターが律法を福音と対峙させて、厳しく律法を退ける姿勢に抵抗を感じた。ウェスレーは、人は恵みのゆえに (by grace)、信仰によって (through faith) 救われ、その救いは神が備えられた良き行いへと (unto good works) 進むためにある (エペソ 2:8-10)。したがって、「愛によって働く信仰」(ガラテヤ 5:6)という考え方は、信仰と律法との関係を考えるときに、肝要なものとなる。

ウェスレーによれば、信仰は愛と献身の関係をつくり出す。信仰が与えられると、ついに人間の霊的全知覚が神の愛の現実に対して開かれ、その瞬間「聖霊によって、神の愛が私たちの心に注がれる」(ローマ 5:5; II コリ 5:14)。心に注がれた神の愛は、今まで神に対して眠っていた魂を目覚めさせ、神への愛を起動させ、そこから神の愛に応える(response)クリスチャン生活が始まっていく。よって、初めに戻って、信仰こそがクリスチャン生活の起点であると結論する。

概して、信仰はすべての義と真の聖潔とを増進し、信じる者の心の

うちにきよい、靈的な律法を確立するための、最も直接的で効果のある手段である。……なぜなら、キリストにある神の愛を意識するほど強力に神への愛を導き出す動機は他にはないからである(説教 36「信仰を通して確立される律法(II)」・iii・2-3)。

クリスチャン生活とは、その本質において、キリストにある神の愛に人間の全存在を通して、かつ愛をもって応えることである。神の愛に応答するとき、ウェスレーは単純に感謝とか服従という概念を用いることはしない。応答は、人格的応答の極限にまで高められ、神への愛ということが倫理の前面に持ち出されている。私のために与えられたキリストと、キリストを通して示された神の愛に応えるとすれば、自発的に「私は主を愛する」(詩篇 116:1)という生活が始まっていく。ウェスレー倫理の原動力は、不変の律法が要求する服従でもなく、規則に対する義務感でもない。それは愛故の自発的応答である。

このようにウェスレーの神学においては、人がキリストを信じ、キリストの愛に伝えていくとき、信仰が律法を無用とするのではなく、信仰が律法を確立していく。ウェスレーは、律法はむしろ信仰によって確立されるものであるとの説教を二つ出版している。その一つから引用してみる。

「私たちが『律法を確立する』(ローマ 3:31)のは、キリストを信じる信仰を、聖潔に取って代わるものとしてではなく、聖潔を産出するものとして、すなわち心と生活とのあらゆる聖潔(消極的なものも積極的なものも)を産出するものとして、説教するときである。

このことのために、我々が続けて主張してきたことは、信仰それ自体、すなわちキリスト教の信仰、神の選民の信仰、神の働きへの信仰は、愛のしもべ(handmaid of love)にすぎないということである。……愛こそは、神のすべての戒めの目的である。愛は、世界の始まりから万物の完成に至るまで、神のあらゆる摂理の目的、唯一の目的である。そしてそれは、天地が過ぎ去ったとしても残るものである(説教 36「信仰によって確立される律法(II)」・ii・1)。

第二に、ウェスレーはキリスト者の義を、法的である以上に、参与的に

考えていた。キリスト者は単に罪赦されて義と見なされているだけでなく、信仰によってキリストの十字架と復活の靈的現実（終末的現実）に参与しているという。

「宗教の根が、心の中、たましいの最も深い部分に存在すること、また、それが神とたましいとの結合であり、人のたましいの中にある神のいのちであることは、真理です。しかし、この根が本当に心の中にあるなら、枝を生ぜずにはいられません。そしてこの枝こそ、実際に行われる様々な外的服従なのです。これらの枝は、根と同じ本質を分与されているのですから、単なる宗教の表徴やしるしとなるだけでなく、宗教の実質的な（substantial）諸部分なのです」（説教 24・「主の山上の説教Ⅳ」三・1／傍点筆者）。

こうしてキリスト者の義は、礼拝の中に、祈りの中に、慈善（愛）の働きの中に、聖餐の中に、聖徒の交わりの中に、つまり魂の実質（靈性）の中に現われる。キリスト者の義は、信仰共同体が行なう営みに現れている靈実質に具現化し、終末的な神の国に常に参与していくというのである。

第三に、ウェスレーの「最後の義認」の主張は、彼をある意味で、ルターから最も遠ざけ、契約遵法主義に最も近づけている要因ではないだろうか。契約の中に生きていたか？ それを否定して生きてはいなかったか？—キリストの律法に生きていたか？ 赦しを常に受けていたか？ が最終的にキリスト者に問われることになる。

救い全体は終始一貫して神の賜物であり、我々の側には何の功績も誇りもない（エペソ 2:8-9）という命題を固守したのがウェスレーである。人が神の前で義とされるのは、それが最初の義認であろうと、最後の義認であろうと、唯一キリストの功績による。

それが地上のものであれ永遠のものであれ、すべての神の恵みの偉大な土台は、主イエス・キリスト—彼の義と血、すなわち彼が我々のためになされたこと・苦しまれたこと—である（説教 28「主の山上の説教(VIII)」, § 28）。

神の前に義とされる、或は救われるために、我々が信頼し確信できるのは、我らの主であり救主であるイエス・キリストの功績(merits)のみである。生きている間も、死ぬときも、また最後の裁きの日においても、この点については変わらない[*Journal*, V, 427]。

義の栄冠は行いの積み重ねによって獲得するものではなく、キリストの生涯と十字架の功績の故に与えられるものである。しかし、ここでウェスレーは、最後の義認に対する条件が同じ信仰であっても、最初の義認の信仰のような空手のものではなく、愛によって形作られた信仰である。その信仰は「ある種の固有の特質・気質（すなわち、神と人への愛）なしには」存在し得ないほどの実質ある信仰である。ウェスレーは「この特質こそが私たちが天の王国に入るための備えになる」と述べている（*Works*, X, 273）。これは、最後の義認は地上生涯をキリスト者としてどのように生きてきたか、あるいは現在の救いの事実を条件としていると言ってもよい。

いま神に対して生きていない者は、誰であっても将来神とともに生きることにはできない。地上で神の像を担っていない者は、誰であっても天において神の栄光を堪能することはできない。ここにおいて罪より救われていない者は、地上生涯を終えた時に地獄から救われることはできない（*Works*, x, 364）。

最後の義認の条件はまた、有名な説教 127 「婚礼の礼服」(The Wedding Garment)に言い表されている。天国の婚礼にふさわしい礼服とは、我々の「不潔な着物のような我々の義」（イザヤ 64:6）を覆うために、キリストから借用したところの染みなき・汚れなき義ではなく、キリストから恵みの力によって分与され、自分のものとなった礼服、すなわち我々のきよい心と行いを指している。もちろん、礼服の準備に最善を尽くしたとしても、その出来映えは、栄光を前にして誇示できるようなものではない。最後の義認もまた、ただ神の恵みの故に与えられるものである。しかし、キリストの義によって新に造られた信仰者は、キリストから借用した染みなき・汚れなき義ではなく、キリストから恵みの力によって分与され、自分のものとなった礼服、すなわち私たちのきよい心と行いをもって、婚礼にふさわしく整えられていくこと

をウェスレーは強調している。

また説教 85「自分の救いを全うすることについて」も有名である。ウェスレーは救いにおける神と人間との関係をピリピ 2:12-13 の中に見ている。「神は御心のままに……志を立てさせ、事を行なわせてくださる」(13 節)。したがって、私たちは「恐れおののいて自分の救いを達成に努める」(12 節) べきである。ウェスレーはアウグスチヌスの「我々なしで我々を造られた神は、我々なしで我々を救おうとはされない」(Qui fecit nos sine nobis, non salvit nos sine nobis)という言葉に自らの考えを託している。すなわち、「私たち自身が『信仰の戦いを勇敢に戦い、永遠の生命を獲得する』(I テモテ 6:12)ことをしない限り、我々が『努力して狭い門から入り』(ルカ 13:24)、『自分を捨て、日々自分の十字架を負い』(ルカ 9:23)、『召されたことと選ばれたこととを確かなものとする』(II ペテロ 1:10)ためにあらゆる手段によって労苦しない限り」、主権者なる神の計画は成就しないのである。

もちろん、競技において終始、走者を先導し、支え、力づけ、励ましてきたのは神ご自身ではある。だが、その神は完走した一人一人に「忠実さと勤勉さに応じて」(『新約聖書略注』, I コリント 3:8) 栄光の報酬を受ける。救いが実現するために神が我々を共同者としてくださる。

こうして最後の義認は、通常のキリスト者が恵みのうちに生かされ、恵みの手段を用いて、神との契約に「とどまる」(神の主導と人の応答)なら、自然に訪れる信仰生涯の終結として到来する。最後の義認は、信仰者の生涯を通して発揮されてきた恵みの「証跡」に依拠していることになる。

(インマヌエル高津教会牧師)